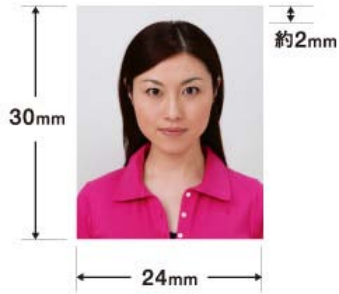


免許証用の写真について

無線従事者の免許、再交付の申請に使用する写真は、無線従事者規則により下記の大きさとなっています。
また、写真はそのまま免許証に転写されますので、以下の「適当な写真例」、「不適当な写真例」を参考に写真を提出してください。

○適当な写真例

×不適当な写真例（不適当な写真であった場合は、再度提出をお願いする場合があります。）



上三分身より大きいもの



上三分身より小さいもの



目線が正面でないもの



顔が横向きなもの



顔が左右に寄っているもの



顔が左右に傾いているもの



背景の色が濃く人物を特定できないもの



顔に影があるもの



背景があるもの



人物が写り込んでいるもの



影があるもの



著しく変色しているもの



平常の顔容と著しく異なるもの



幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの



照明が眼瞼に反射したもの



サングラスをかけているもの



前髪が目元にかかっているもの



上部余白がないもの

- ・上三分身のもの
- ・申請者本人のみが撮影されたもの
- ・6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・縁なしで各寸法を満たしたものの
- ・無帽で正面を向いたものの
- ・背景、影がないもの